

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
4250	4	車両異動登録一覧	帳票への意見	入力内容のチェックのため車両情報の異動入力が行われた対象について、軽自管理番号、車両番号（標識番号）、車種、車台番号、納税義務者宛名情報、異動事由、異動日、処理日等を記載した一覧。期間及び異動区分を指定して作成を行う。	入力内容のチェックのため車両情報の異動入力が行われた対象について、軽自管理番号、車両番号（標識番号）、車種、車台番号、納税義務者宛名情報、異動事由、異動日、処理日、排気量（定格出力）、初度検査年月日等を記載した一覧。期間及び異動区分を指定して作成を行う。			排気量（定格出力）、初度検査年月日を必ず記載していただきたい。排気量や初度検査年月日は課税にかかわる内容のため、入力内容のチェックの際に確認する必要があると考える。			どのような入力対象を確認するかについては、各団体・システムの運用想定により差異があると考えられるため、印字項目として示しているものは一例となりますが、以下については課税に関わる内容のため、追記する対応とします。 排気量、初度検査年月	
3757	6	廃車済み車両一覧	帳票への意見		納税義務者情報			誤廃車がないか等の廃車内容等の確認のためには、「No.4.車両異動登録一覧」同様に納税義務者宛名情報の記載も必須と考える。			帳票No4で代用可能と考えます。 当該帳票については削除する方向で検討します。	
2662	7	標識未返納車両一覧	印字項目への意見		車体番号					自動車リサイクルシステムで調査する時に車体番号が必要なため	車両を判別するキーとして有用と考えられるため、以下を追記する方向で検討します。 車台番号	
3505	7	標識未返納車両一覧	帳票への意見	【帳票概要】 申し立てにより職権廃車（または課税保留）を行い標識未返納となっている車両の一覧。 期間及び車種を指定して抽出し、後追いで実際に廃車されているか自動車リサイクルシステムで調査する際に活用する。 主な印字内容は、納税義務者情報（氏名、納税義務者番号、住所）、通知書番号（車両コード）、標識番号、異動日、異動事由。	【帳票概要】 申し立てにより職権廃車（または課税保留）を行い標識未返納となっている車両の一覧。 期間及び車種を指定して抽出し、後追いで実際に廃車されているか自動車リサイクルシステムで調査する際に活用する。 主な印字内容は、納税義務者情報（氏名、納税義務者番号、住所）、通知書番号（車両コード）、標識番号、車種、車台番号、排気量、異動日、異動事由。					確認時に車種等の情報が必要であるため。	車両を判別するキーとして有用と考えられるため、以下を追記する方向で検討します。 車種、車台番号、排気量	
3759	7	標識未返納車両一覧	帳票への意見	【帳票名】標識未返納車両一覧 申し立てにより職権廃車（または課税保留）を行い標識未返納となっている車両の一覧。	【帳票名】職権廃車（または課税保留）車両一覧 申し立てにより職権廃車（または課税保留）を行っている車両の一覧。	省令第33号の4の2様式には標識回収区分なく、軽自動車について市町村で把握対象外。原付・小型特殊は省令第34号様式に標識返納有無欄があるが、原付等は自動車リサイクルシステムの対象外。本一覧が自動車リサイクルシステム調査用であるならば、帳票名「職権廃車（または課税保留）車両一覧」とすべき。機能要件1.1.2からも「軽自動車検査協会・陸運局への手続きができないが課税客体がない」申し立てによる職権廃車であることを、標識回収有無で区別することはできないはず（廃車理由等で区別することはありえる）。					課税保留の文言については、全体で対応方針を検討中のため削除する方向で整理しますが、当該帳票についてはご指摘の通り「職権廃車一覧」とする方向で検討します。 また、当該帳票の利用用途から3輪以上のみを抽出対象としている旨を記載する方向で検討します。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
5945	15	非課税一覧	印字項目への意見	…非課税対象者について、宛名情報等を記載…	…非課税対象者について、宛名情報及び車両情報（車種、車両番号〔標識番号〕、〔3輪以上〕初度検査年月、新税率／旧税率／重課／軽課○%減の別など）を記載…			交付税関係資料等の作成時、税率区分ごとに台数を報告する必要があるが、現行のシステムから出力される当該帳票では、3輪以上の車両について初度検査年月及び新税率／旧税率／重課／軽課○%減の別が印字されない仕様であるため、1台ずつ検索・調査したり、EUCで抽出・集計し直す手間が生じている。標準システムにおいては業務を効率化できるよう、印字項目の追加をご検討いただきたい。			交付税資料の作成は別途帳票No.79で定義を行っていますが、一般的な印字項目として車両情報や税率等の記載を行う必要性についてWTで確認のうえ判断とします。 具体的には以下を候補に検討します。 車両情報（車種、車両番号（標識番号）、初度検査年月）、新旧税率、重課/軽課区分	
4648	19	車両マスタ更新リスト	帳票への意見	【帳票概要（帳票の用途）】当初課税処理及び更正処理を一括で行った際に、重課または軽課判定が更新された車両情報の一覧。	【帳票概要（帳票の用途）】更正処理を一括で行った際に、重課または軽課判定が更新された車両情報の一覧。					当初課税処理は年度の初回登録であるため、重課・軽課は更新されるものではないと考える。	システムの想定に寄るかと思いますがAPPLIC意見で他帳票で確認できるということですので削除する方向で検討します。 念のため、WTで運用上懸念事項等はないか確認の上での判断とします。	
159	21	納税通知書（納付書払い）	印字項目への意見	表示項目なし	納税組合 … 実装すべき項目			納税組合の会計担当者に納税通知書をまとめて送付する際に、納税通知書で確認できると作業の効率化になるため（3人、のべ6時間）			No.22.納通（口振）で定義している内容と同様にオプションで「納税組合」の項目を追加する対応とします。 なお、項目の記載方法は以下の整理とします。 大分類：納税貯蓄組合 小分類①：納税貯蓄組合番号 ②：納税貯蓄組合名	
940	21	納税通知書（納付書払い）	帳票への意見	専用紙	専用紙（圧着ハガキ）			圧着ハガキでなく納付書を封筒に封入封緘する場合の業務量、1通につき10秒×36,000通=100時間。2名の作業が50時間低減するため。			用紙については原則「汎用紙」を必須とし、専用紙については各団体の想定運用にあわせて選択する内容となるためオプションとする整理を進めます。 したがって圧着はがきについても備考欄で補記する対応とします。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
986	21	納税通知書	印字項目への意見		同一世帯を名寄せできるように、同一世帯の方には宛名付近に■など記号を表示する。 複数車両を所有している対象者には名寄せして印字を行う。					郵便料の圧縮のため、同じ世帯を名寄せし発送できるようにしたい。	帳票No.21_納通（納付書）の印字項目に「世帯番号」を追加する対応で検討します。 【帳票No.28_課税明細での対応】 また、納税通知書への名寄せ印字については課税明細で想定していますので、帳票No.28_課税明細の帳票概要に以下の記載を追加する方向で検討します。 追記（下線箇所）：「複数車両の所有者または同一世帯の単位で、課税根拠となる車両情報及び〜などの明細を記載した帳票。」	
1181	21	納税通知書（納付書払い）	印字項目への意見	コンビニ取扱期限（実装すべき項目）	コンビニ取扱期限（実装してもしなくても良い項目）					コンビニ取扱期限は納期限より後の日付になるため、それが記載されることにより、納期限ではなく「取扱期限までに納めればよい」と誤解を招く可能性があるため。	コンビニ取り扱い期限（＝コンビニ納期限）について、収納WT（納付書）の項目として収納側と調整完了するまでは仮で記載する対応としていましたが、収納WT側へ検討を引き継ぎましたので削除したいと思います。 なお、ご意見についてはすでに収納WTで納付書にコンビニ納期限の印字が必要な旨を記載する結論で進んでいるため、不採用とします。（納通の印字項目の根拠法令などの説明で明示されているものと考えます） 念のため構成員意見を確認のうえ判断とします。	収滞納管理
1448	21	納税通知書（納付書払い）	印字項目への意見		初度検査年月の記入					車検証にも初度検査年月の記入はあるが、納税通知書でも新規検査を受けた年月を確認を出来るようにするため。	納税義務者が課税の根拠を確認するうえで必要な情報になるかと思しますので、必須項目として追加する方向で検討します。 帳票No.21/22_納税通知書（納付書/口座振替） ⇒印字項目に「初度検査年月（または年）」	
2157	21	納税通知書（納付書払い）	印字項目への意見		課税対象車両の定置場の明記					住民が希望する内容を反映させるため	納税義務者が課税の根拠を確認するうえで必要な情報になるかと思しますので、必須項目として追加する方向で検討します。 帳票No.21/22_納税通知書（納付書/口座振替） ⇒印字項目に「定置場」	
2786	21	納税通知書（納付書払い）	印字項目への意見		※この車両は、次年度から重課の対象となります。 ※この車両は、今年度のみ軽課の対象となります。					納税通知書の来年度から重課の対象になる車両に「※この車両は、次年度から重課の対象となります。」、軽課対象車両に「※この車両は、今年度のみ軽課の対象となります。」を印字することで、問い合わせを減らすことができると考える。	経年重課のお知らせに関する帳票をオプションとして追加する方向で検討します。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他			
3682	21	納税通知書（納付書払い）	帳票への意見							通知書と納付書等の一体化帳票を前提とした標準化と認識していますが、当市では、通知書と納付書等を分離しております。そのため、複数台所有の納税義務者に対しては、口座分と同様、名寄せをし、通知書1枚+納付書台数分枚数を送付する仕様です。（1枚に6台まで記載のため、6台以上所有者については通知書複数枚となる）	お見込みの通り一体型を想定しています。また複数枚送付する運用にも対応できるよう、項目の追加を行いたいと考えています。		
4316	21	納税通知書（納付書払い）	帳票への意見		初度検査年月・車台番号の項目が必要。郵便物の仕分けを行うための連番が必要。		初度検査年月は重課税率対象車両であることが納税義務者に分かるよう、車台番号は業者など複数台所有の場合、車台番号での照合が出来るようにしてもらいたいとの要望があったため。			初度検査年月は重課税率対象車両であることが納税義務者に分かるよう、車台番号は業者など複数台所有の場合、車台番号での照合が出来るようにしてもらいたいとの要望があったため。連番は郵便物の発送仕分けに必要。	初度検査年月⇒追加の方向で検討 車台番号⇒課税根拠ではないため各自治体の判断で課税明細での運用を想定		
1450	22	納税通知書（口座振替）	印字項目への意見		初度検査年月の記入		車検証にも初度検査年月の記入はあるが、納税通知書でも新規検査を受けた年月を確認出来るようにするため。				課税根拠を判断するうえで必要な項目のため、以下を必須項目として追加する方向で検討します。 初度検査年月（または年）		
2158	22	納税通知書（口座振替）	印字項目への意見		課税対象車両の定置場の明記		住民が希望する内容を反映させるため				課税根拠を判断するうえで必要な項目のため、以下を必須項目として追加する方向で検討します。 定置場		
3508	22	納税通知書（口座振替）	印字項目への意見	【# 大分類 小分類】 6 納税義務者 宛名番号 実装してもしなくても良い項目	【# 大分類 小分類】 6 納税義務者 宛名番号 実装すべき項目		宛名番号は、納税通知書の差し替え作業や住民からの問い合わせ対応において、必要な項目であるため。			教示文は、プレプリントでも問題ないため。	宛名番号⇒団体によっては外部に提示しない規定があるためオプション（団体が要否を選択） 教示文⇒最終的には記載されていけば問題ないものとお見受けするため備考に「プレプリント可」を追記します。		
4936	22	納税通知書(口座振替)	印字項目への意見		整理番号枝番(義務者内枝番)						納税義務者毎の連番。複数台所有しているときに使用。手作業で封入封緘する際に利用する。	通数番号（所有台数）として追加する方向で検討します。（オプションの項目を想定）	
5757	22	納税通知書（口座払い）	帳票への意見		振替確認後に継続審査用納税証明書を送る旨を記載		口座振替利用者への継続検査用納税証明書の送付時期の周知のため					項目No.28_その他説明文の備考に車検用納税証明書の送付時期に関する文言を追記する方向で検討します。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 （帳票への意見・印字項目への意見・その）	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ （他業務等）
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
4649	23	納税通知書発送者一覧	帳票への意見	【帳票概要（帳票の用途）】 納税通知書の発送対象者について、通知書番号、軽自管理番号、納税義務者宛名情報、車種、車両番号（標識番号）、年税額を出力順に記載した一覧。 一括出力条件ごとに作成を行う。	【帳票概要（帳票の用途）】 納税通知書の発送対象者について、通知書番号、軽自管理番号、納税義務者宛名情報、車種、車両番号（標識番号）、年税額を出力順に記載した一覧。			帳票を印刷する手間を考えると、一括出力条件ごとに作成を行うのではなく、一つのファイルとして出力するべきと考える。			基本的には1ファイルとなる想定です。 記載については一括出力条件ごとに必要項目が明記されたリストを意図していますが、指定した出力条件以外で作成することはできないので「一括出力条件ごとに～」の部分は削除する方向で検討します。	
2823	25	納税通知書送通数集計表	帳票への意見	【帳票概要（帳票の用途）】 当初賦課決定後納品される帳票。送付先の区分ごとに、台数や通数、通知書の連番が記載されている。納税通知書発送時の郵便料の計算に使用する。 主な印字項目は、区分（一般市内、一般市外、一般海外、一般減免市内、一般減免市外、口座市内、口座市外、印字エラー（一般/口座））、台数、通数、件数、通知書の連番、異動通数（+/-）、差引通数、郵便料金、封筒の種類、備考。	【帳票概要（帳票の用途）】 当初賦課決定後納品される帳票。送付先の区分ごとに、台数や通数、通知書の連番が記載されている。納税通知書発送時の郵便料の計算に使用する。 主な印字項目は、区分（一般市内、一般市外、一般海外、一般減免市内、一般減免市外、口座市内、口座市外、印字エラー（一般/口座））、台数、通数、件数、通知書の連番。					異動通数（+/-）、差引通数の意図が伝わりづらいため、記載を見直すか削除対応が必要。郵便料金も変更となった際のシステム変更や、自治体ごとの帳票の重さ等を考えるとメンテが必要となるため、個別で計算すべきと考える。また、備考に記載する内容が不明であるため、削除または空欄で良い場合はその旨記載すべきと考える。	異動通数は納通発行後に引き抜きがあったものなどによる増減、差引通数は増減を踏まえた最終的な通数と認識していますが、念のため構成員に確認の上記載を見直したいと考えます。 備考については団体、ベンダの運用に基づいて必要な情報を補足いただく想定です。	
3829	25	納税通知書送通数集計表	帳票への意見	当初賦課決定後納品される帳票。送付先の区分ごとに、台数や通数、通知書の連番が記載されている。納税通知書発送時の郵便料の計算に使用する。 主な印字項目は、区分（一般市内、一般市外、一般海外、一般減免市内、一般減免市外、口座市内、口座市外、印字エラー（一般/口座））、台数、通数、件数、通知書の連番、異動通数（+/-）、差引通数、郵便料金、封筒の種類、備考。	当初賦課決定後納品される帳票。送付先の区分ごとに、台数や通数、通知書の連番が記載されている。納税通知書発送時の郵便料の計算に使用する。 主な印字項目は、区分（一般市内、一般市外、一般海外、一般減免市内、一般減免市外、口座市内、口座市外、印字エラー（一般/口座））、台数、通数、件数、通知書の連番、異動通数（+/-）、差引通数、郵便料金、封筒の種類、備考。複数台所有する納税義務者1人あたりの一般納付書枚数又は口座納税通知書枚数ごとの通数が分かる。また、各区分ごとに含まれる引き抜き対象者の通数が分かる。			1つの封筒に封入する一般納付書枚数又は口座納税通知書枚数によって封筒の重量が変わり、郵便料金の区分が変わるため。また、各区分ごとに引き抜き対象者が分からないと郵便料の計算ができないため。		納税通知書の用紙等も考慮して集計する必要があるものと理解しました。 帳票作成に当たっては上記の複雑な条件を加味したシステム化が必要になるとも思われますので、帳票要件自体をオプションとし、合わせて上記の前提を補記する方向で検討します。		

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
3830	26	納税通知書引き抜き対象者一覧	帳票への意見	通知書発送前に、更正処理や住所変更（海外転出含む）、死亡、職権消除があった該当者の引き抜きや差し替えを行うために利用している。主な印字項目は、通知書番号、宛名情報、車両番号（標識番号）、税額、引き抜き差し替えの事由。	通知書発送前に、更正処理や住所変更（海外転出含む）、郵便番号が異常なもの、氏名・住所の文字数が印字上限を超えるもの、前年度減免対象者、DV支援措置者、死亡、職権消除があった該当者、また、一般納付書の枚数が5枚以上になる者、口座振替の納税通知書が9枚以上になる者の引き抜きや差し替えを行うために利用している。主な印字項目は、通知書番号、宛名情報、車両番号（標識番号）、税額、引き抜き差し替えの事由、一般納付書の枚数、口座振替の納税通知書枚数。			引き抜き対象者に「郵便番号が異常なもの、氏名・住所の文字数が印字上限を超えるもの、前年度減免対象者、DV支援措置者、一般納付書の枚数が5枚以上になる者、口座振替の納税通知書が9枚以上になる者」も含むため。（※一般納付書枚数、口座振替の納税通知書枚数については、枚数が多いと通常使用している長3型封筒に封入できなくなり、機械封入ではなく、手封入する必要があるため）			機能要件4.4.2.の検討において、印字エラーやDV支援措置等の対象者も記載があるため、こちらにも反映させる対応とします。 （詳細はすでに機能要件で検討済みのためこちらは概要レベルの記載を想定） なお、前年度減免対象者は納税通知書の一括発行時の条件で出力しない設定をすることで対応できると想定しています。	
2753	30	減免申請書（汎用）	印字項目への意見	—	前年度減免を受けた車両を次年度も継続して申請する場合は、前年度の減免内容を記載		申請書に前年度の減免決定内容が記載されていれば、申請者が改めて減免内容を記入する必要がなくなり、また、減免内容の確認にもなるため。				【帳票No.30と31】 減免手続きに係る書式（申請～通知）は、各自治体の条例で定める範囲で各団体の規定に基づき運用いただく想定ですので、標準仕様書としては現在の記載粒度としています。 ただし、システムの実装範囲の参考情報として、前年度減免対象者などへ送付する際は申請者の情報や前年度の減免情報を印字するケースがある旨は備考に補記する方向で考えます。	
3512	33	減免未申告一覧	帳票への意見	【帳票概要】 減免申請書の発送を発送したが申請のなかった対象者の宛名情報、減免区分を記載した一覧。	【帳票概要】 減免申請書の発送を発送したが申請のなかった対象者の宛名情報、車両番号（標識番号）、減免区分を記載した一覧。					減免対象者が複数台の車両を所有していることもあり、車両を特定できる情報は必要であるため。	ご指摘の通り、どの車両に対する減免かについては把握できる必要があると考えますので、帳票概要に「車両番号（標識番号）等」を追記する方向で検討します。	
3300	34	減免決定通知書（汎用）	帳票への意見		備考 汎用紙の場合あり					帳票を汎用紙で出力する団体もあるため	用紙については原則「汎用紙」を必須とし、専用紙については各団体の想定運用にあわせて選択する内容となるためオプションとする整理を進めます。	
3303	37	減免不許可（却下）通知書	帳票への意見		備考 汎用紙の場合あり					帳票を汎用紙で出力する団体もあるため	用紙については原則「汎用紙」を必須とし、専用紙については各団体の想定運用にあわせて選択する内容となるためオプションとする整理を進めます。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
15	43	更正決定通知書	印字項目への意見		「課税年度」と「調定年度」を追加					対象納税義務者に対し、時効や期間制限などを含めた更正決定の内容を通知する必要があるため	更正決定通知の項目は以下のような整理となっています。 No.14_更正決定日（：更正決定のあった年月日） No.15_更正事由（：更正の根拠となる事由の発生日を含めた更正決定の事由） また、合わせて送付する納税通知書では以下を定義しています。 No.10_課税年度（：課税の根拠となる年度） No.12_賦課年度（：納税義務者に対し納めなければならない税額を決定し通知した年度） 上記を踏まえると、以下のような方向で考えていますが、構成員意見を確認のうえ判断したいと思います。 ①課税年度 →納通の項目にあるため、更正決定通知書へ追加の必要なし ②調定年度 →更正決定日と同義と推定されるため、更正決定通知書へ追加の必要なし	
1187	43	更正決定通知書	印字項目への意見	...	教示文（実装すべき項目）	更正決定は行政処分であり、行政不服審査法に基づく不服を申し立てることが可能であることを示す必要があるから。					地方税法上の記載との齟齬を無くすため、更正の文言については「税額変更」に置き換えます。 また、機能要件の文言についても同様の見直しを予定しています。	
1189	43	更正決定通知書	印字項目への意見	...	車台番号（実装してもしなくても良い項目）		標識番号を変えずに車両のみ変更することが可能な自治体においては、車台番号の記載があることでどの車両の税金なのか明確になるため。				機能要件でオプションとした車体変更のケースも考慮して、「車台番号」をオプションの項目として追加する方向で検討します。	
1211	43	更正決定通知書	印字項目への意見	納税義務者の宛名番号なし	納税義務者の宛名番号あり		宛名番号を問い合わせ番号として利用しているため、問い合わせによる対象者の把握が容易となり対応時間が短縮する。	宛名番号を問い合わせ番号として利用しているため、問い合わせによる対象者の把握が容易となり対応時間が短縮する。			納税通知書での整理に合わせ、「納税義務者＞宛名番号」をオプションの項目として追加する方向で検討します。	
3646	43	更正決定通知書	印字項目への意見	14 更正決定日 実装してもしなくても良い項目	実装すべき項目	地方税法第17条の5 更正、決定等の期間制限があるため決定日を明らかにする必要があるため。					WTで確認を行いました。法的には通知日が更正日としての効力を持つため、内部的に決定した日まで通知する必要は低いように見受けられます。 ご意見を踏まえて、誤解を防ぐ意図で削除する方向で問題ないかWTで検討したいと思います。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
5451	43	更正決定通知書	印字項目への意見		更正決定は年度を遡ることがあるため、複数年の更正通知は1枚にまとめてほしい。				郵便料の節約		ご意見の通り複数年度の税額変更（更正）を行う場合は、各年度の情報を1枚の通知書に記載する方式が望ましいと考えられますが、検討の方向性については構成員意見を踏まえての判断とします。	
16	48	課税物件異動通知書	印字項目への意見		「新納税義務者」について印字の有無を選択式とする					旧定置場市区町村に対し、必須ではない新納税義務者の情報を開示することは適当でない場合があるため	WT時の議論では通知元自治体への照会を行う際に必要になる可能性があることから、新納税義務者の情報を必須項目としていました。本意見を受けて、通知元自治体への照会を行う際の運用について再度整理しますが、課税物件異動通知における新納税義務者情報は記載しない方向で検討します。 (機能要件4.2.5.に他市町村の廃車受付に関する情報管理を定義したため、課税物件異動通知の情報をもとに照会を行えば、通知元自治体側で新納税義務者情報なしで確認可能と推定される)	
1451	48	課税物件異動通知書	印字項目への意見		課税開始年度の記入					課税漏れや二重課税が無いかの確認を再度行えるため。	異動年月日から判断可能なため追加する必要はないものとお見受けしますが、念のため構成員意見を確認の上判断します。	
3402	48	課税物件異動通知書	印字項目への意見		通知書番号の追加					他の自治体に発出する文書であるため、通知書番号は必要であると思われます。	転入元自治体への照会時に有用と思われるため、「通知書番号」の項目を追加する方向で検討します。	
3649	48	課税物件異動通知書	印字項目への意見	14 型式認識番号 実装しなくても良い項目	14 型式認定番号 実装すべき項目	地方税法施行規則第34号様式（第16条関係）について他市町村で受付けた申告をみなし受け付けるため、記載を要するものは全て実装すべき。型式認識番号ではなく、型式認定番号と改めるべき。					自治体間でやり取りする内容のため事務の効率性の観点から、型式認定番号などのオプションとしている項目は全て必須として様式としては統一化を図る方向で検討したいと思います。 ただしNo.22_控えは通知内容とは直接関係ないためオプションで問題ないと考えます。 また、型式認識番号は誤記のため型式認定番号に訂正します。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他				
3781	48	課税物件異動通知書	印字項目への意見	18 異動事由 例) 購入	18 異動事由 例) 転入	A市標識をB市が回収して当該車両にB市標識を交付したことを、B市からA市に通知するものであり、異動事由例が「購入」になることは想定しにくいと考えます。						ご指摘の通りで、当該例示は誤解を生むものと思われるため削除します。		
1360	51	転出者変更通知書	印字項目への意見	実装しなくても良い項目として「排気量」	「実装すべき項目」とする		原動機付自転車においては、市外からの転入者への標識交付や、相続による名義変更などの手続きにおける根拠書類として使用する際に標識区分を判別し、登録台帳を作成するために必要で、表示されない場合には標識交付証明書に記載すべき排気量を確認するために、改めて以前の自治体での証明書再発行申請などの手間がかかる可能性がある。	原動機付自転車においては、市外からの転入者への標識交付や、相続による名義変更などの手続きにおける根拠書類として使用する際に標識区分を判別し、登録台帳を作成するために必要で、表示されない場合には標識交付証明書に記載すべき排気量を確認するために、改めて以前の自治体での証明書再発行申請などの手間がかかる可能性がある。				転出者変更通知書について、市外からの転入者への標識交付などの手続きにおける根拠書類として使用しているか、念のため構成員に確認したいと思います。窓口の運用として転出者変更通知を持参させていることが一般的とは想定しにくいですが、問題ないようであれば自団体起点で要否を選択できない項目になることを考慮して必須項目とする方向で検討します。	排気量 型式認定番号	
2267	51	転出者変更通知書	帳票への意見		備考欄に「汎用紙の場合あり」					当該帳票の印字項目では公印がオプションとなっており、市によっては公印のない帳票は汎用紙で印刷するため、備考欄に「汎用紙の場合あり」と記載する必要がある。		専用紙の場合は専用プリンタの導入などが必要となるため、基本的には汎用紙を必須とし、専用紙の出力の要件はオプションとして整理します。		
3521	51	転出者変更通知書	帳票への意見	【用紙（外部帳票）】専用紙	【用紙（外部帳票）】専用紙（圧着はがき）			圧着ハガキ式にすることで、仕分けや抜取作業の効率を高められるため。また、郵送料についても低減を図ることができるため。				専用紙（圧着はがき）出力の要件をオプションとして追加します。		
3683	51	転出者変更通知書	印字項目への意見							54:死亡者変更通知書では、「軽自管理番号」が、対象が複数ある場合に明細として印字を行う項目とされていますが、本帳票については対象とされていないのはなぜでしょうか。		軽自管理番号について、死亡者変更通知と同様明細対象とします。		
4331	51	転出者変更通知書	帳票への意見		登録年月日・宛名コード・連番（通し番号）の項目が必要		登録年月日は納税義務者が物件の特定を行うために必要（標識紛失の場合も有るため）。宛名コードは問い合わせ対応に必要。			登録年月日は納税義務者が物件の特定を行うために必要（標識紛失の場合も有るため）。宛名コードは問い合わせ対応に必要。連番は郵便発送仕分けに必要。		登録年月日 →「登録年月日（取得日）」をオプションとして追加する方向で検討します。	宛名コード →「宛名番号」を納税義務者の項目にオプションで追加する整理で考えています。（一部団体が外部に通知しない規定となっていることから必須化はしない）	通し番号 →「通知書番号」で定義済みです。

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
1142	54	死亡者変更通知書	その他							帳票概要（帳票の用途）の説明文について修正が必要と考える。例えば、「死亡者の相続人に対し、死亡者名義の車両の名義変更・廃車手続きを促す文書。」とすると帳票の正しい説明になると考える。	正確には手続きを行うのは死亡者ではないため、ご意見の通り帳票概要を以下の記載としたいと思います。 「死亡者の相続人に対し、死亡者名義の車両の名義変更・廃車手続きを促す文書。」	
3523	54	死亡者変更通知書	帳票への意見	【用紙（外部帳票）】 専用紙	【用紙（外部帳票）】 専用紙（圧着はがき）					圧着ハガキ式にすることで、仕分けや抜取作業の効率を高められるため。また、郵送料についても低減を図ることができるため。	専用紙（圧着はがき）出力の要件をオプションとして追加します。	
3657	54	死亡者変更通知書	印字項目への意見		宛名番号 実装すべき項目					電話等の照会時の問合せ番号に利用することで、本人確認書類の提示を受けられない環境においても個人情報について回答することができるため。	「宛名番号」を納税義務者の項目にオプションで追加する方向で検討します。	
3963	54	死亡者変更通知書	印字項目への意見		登録年月日					納税義務者への通知内容の説明上必要	「登録年月日（取得日）」をオプションとして追加する方向で検討します。	
5963	54	死亡者変更通知書	印字項目への意見	●No.3 通知書番号（実装すべき項目） ●No.6 通知日（実装すべき項目） No.22 発行日（実装すべき項目）	●No.3 通知書番号（実装してもしなくても良い項目） ●No.6とNo.22のどちらか一方に統一					●No.3の「通知書番号」が納税通知書の番号を意味するのであれば、未課税者（車両を取得してから賦課期日までに転出した者）への通知も想定されることから必須ではないものと考えられる。「通知書番号」が文書番号を意味するのであれば、本市を含め文書番号なしで運用している団体もあるものと考えられることから、やはり必須項目ではないと考えられる。 ●No.6とNo.22は区別する必要性が感じられないため、どちらか一方に統一しても良いのではないかと考える。	通知書番号は通知書単位のユニークな番号を指しており、問い合わせなどの際のキーとなる想定です。（ご意見にあるどちらの想定でもないですが、特段記載されていて問題ないものと判断します） No.22_発行日については通知日と同様であるため削除したいと思います。	
3525	56	放置バイク通知	帳票への意見	【用紙（外部帳票）】 専用紙	【用紙（外部帳票）】 汎用紙					専用紙を使用して通知を行うことが無いため。	専用紙の場合は専用プリンタの導入などが必要となるため、基本的には汎用紙を必須とし、専用紙の出力の要件はオプションとして整理します。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
3782	57	通知書（共通）引き抜き対象者一覧	帳票への意見	EUCで代替可	EUCで代替不可			桁あふれや郵便番号漏れ等分の把握のためと理解しているが、通知書印刷用にデータ抽出した時点での桁あふれ情報と、EUC検索時点での情報は不一致である可能性があるためこれも代替不可が望ましい。これ以外の各種発送者一覧は代替不可と整理されています。			機能要件でも条件などの詳細を整理しましたので、こちら帳票定義体での実装を必須とする方向で検討します。	
1192	59	標識交付証明書	印字項目への意見	文書番号（実装すべき項目）	文書番号（実装してもなくても良い項目）					本市では標識交付証明書発行時に文書番号を取っていないため。	APPLICからも事例なしと意見が来ているため削除する方向で検討します。	
3783	59	標識交付証明書	印字項目への意見		【実装すべき項目】使用者住所（所在地）・使用者氏名（名称）・（再交付の場合の）旧標識番号・所有形態・申告の理由（購入・転入・住所変更等）		現在、加入者が自賠責の加入や変更の手続きを行う際に、保険会社より加入者に本証明書の記載のある使用者住所や旧標識番号等を求められる場合があるため。また、旧標識番号欄は標識の盗難紛失時に必要な記載項目であるため。				ご意見を踏まえ、以下の方向で見直しを検討します。 13,14_納税義務者（氏名、住所） →納税義務者区分（所有者/使用者）を追加 →所有者（氏名、住所）、使用者（氏名、住所）に分けて記載 以下をオプションで追加。 旧標識番号（備考に「標識変更の場合のみ」） 所有形態 申告区分	
4163	59	標識交付証明書	印字項目への意見		7.原動機型式、8.年式、11.型式認定番号 について記載すべき		業者によっては記載を求めてくる項目のため				現時点では未確認事項ですが、保険会社要望の可能性のある項目（原動機型式、年式、型式認定番号）はいったん必須とする整理で進めます。	
4667	59	標識交付証明書	帳票への意見	専用紙	専用紙（汎用紙の場合あり）					現在、本町ではA4サイズの専用紙に印刷することにより、軽自動車税以外を含めた各種証明を発行している。 「専用紙」のみであれば、標識交付時に証明書を即時交付する場合、対応する環境を新たに整備する必要が生じるため、「専用紙」がどのような用紙（規格等）を想定しているかを明示してほしい。	当該帳票については改ざん防止用紙を想定しているため、用紙の要件を汎用紙に修正します。 用紙の規格等については帳票レイアウトでの検討事項となります。	帳票レイアウト（継続検討）

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他			
5444	60	試乗車用標識交付証明書	帳票への意見	実装してもしなくても良い帳票	実装すべき帳票とし、以下の項目を印字する。 ・車種、車名、排気量、車台番号、定置場					自賠責保険に必要な証明書であるため。	オプションとしている項目は各自治体の事情に合わせて要否の選択を行う想定です。 また、追加要望のあった項目については団体ごとに試乗標識申請書の項目有無が異なる状況と想定されることからオプションで追加する方向で検討します。 <追加：オプション項目> 車種、車名、排気量、車台番号、定置場		
2270	62	試乗標識 返却申告受付書	印字項目への意見	「帳票印字項目」# 6「受付印」備考欄「押印欄」	削除					欄だけ印字するのではなく、受付日を含む受付印をシステムで印字出来たほうが良い。	都度、押印を行う必要性はないかと思っておりますので、備考の記載を削除する方向で検討します。		
4520	62	試乗標識 返却申告受付書	印字項目への意見		問い合わせ先						問い合わせ先の記載がある方が住民サービスとしてよいため	廃車申告書にも記載がある項目のため、試乗標識返却申告受付書も同様に問い合わせ先の項目を記載します。	
1193	64	廃車申告受付書	印字項目への意見	処分庁名（通知者名）（実装すべき項目）	処分庁名（通知者名）（実装してもしなくても良い項目）					受付書は「証明書」ではないため。本市では記載していないため。	廃車申告受付書についてはご指摘の通り証明書ではないため、「処分庁名」の記載を任意（オプション）とする方向で検討します。		
1196	64	廃車申告受付書	印字項目への意見	取得日（実装すべき項目）	取得日（実装してもしなくても良い項目）					廃車の手続きにおいて不要であるため。	取得日の必要性については、APPLICからも不要であるとの見解があるためオプションとする方向で検討します。		
2063	64	廃車申告受付書	帳票への意見		廃車申告受付書（保険用）（同一帳票）					廃車申告受付書を自賠責保険の解約と譲渡登録等の手続き、両方で使用できるようにするため	「再登録用」と「自賠責保険解約用」については同一項目になりますので、廃車申告受付書としての項目検討は1種類のみで実施していますが、分かりやすさの点から印字項目に以下を追加したいと思います。 廃車申告受付書（自賠責保険解約用）※同一項目		
3305	64	廃車申告受付書	帳票への意見		備考 汎用紙の場合あり					帳票を汎用紙で出力する団体もあるため	用紙については改ざん防止用紙を想定しているため「汎用紙」に修正を行います。		
3789	64	廃車申告書受付書	印字項目への意見	譲渡証明書欄中26譲渡年月日・27譲渡人（氏名・住所）・28譲受人（氏名・住所）・30譲渡人押印欄	譲渡証明書欄中26譲渡年月日・27譲渡人（氏名・住所）・28譲受人（氏名・住所）・30譲渡人押印欄「備考：表示項目名の印字のみ」					廃車申告受付書（譲渡証明書欄付）を交付した後、譲渡人と譲受人とで間で記入署名押印し、次の新所有者（＝譲受人）が省令第33号の5様式で種別割申告を行う際に真正な所有者であることの証拠書類として使用するものである。廃車申告受付書を発行する段階ではこれらは項目名のみ印字となることを明示する方が判りやすい。	項目No.26~28については記入欄になる旨、備考に補記する対応とします。 30については、押印欄としていることから自明なものと判断します。		

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他			
3965	64	廃車申告受付書	印字項目への意見	15備考 = 保険に係る記載のみ	15備考に所有者/使用者の印字を追加						課税上、納税義務者と所有者・使用者を明記し、その車両に関する権利関係を明確にする必要があるため	前述の標識交付証明書において保険会社側から当該情報を必要とされるケースがある旨確認していますので、廃車申告受付書についても同様に項目定義を行う方向で検討します。 6,7_納税義務者（氏名、住所） →納税義務者区分（所有者/使用者）を追加 →所有者（氏名、住所）、使用者（氏名、住所）に分けて記載	
5000	64	廃車申告受付書	帳票への意見	廃車時や名義変更時に、廃車に係る申告を受け付けた旨を証明する文書。	廃車時や変更登録時に、廃車に係る申告を受け付けた旨を証明する文書。		窓口では、名義・車体・標識それぞれ単独及び複数組み合わせにより、さまざまな変更登録を行っており、その際は自賠責等の関係でたとえ標識のみの変更だったとしても旧登録情報の廃車の証明書が必要となる。名義人変更時のみに限定しないことで、様々な事情や希望に対応することができるため。				ご意見の通り、名義人変更のみに限定しない記載に修正します。 <変更後：帳票概要> 廃車時や変更登録時に、廃車に係る申告を受け付けた旨を証明する文書。		
2220	69	住民票の照会について	印字項目への意見	担当者	担当者職氏名	住民基本台帳法第11条第2項第3号により、照会先自治体より職名の記載を求められることがあるため。					確認しましたところ住民基本台帳法第11条第2項第3号には照会時に以下の情報が必要な旨記載されています。 「住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名」 上記踏まえて以下の整理とします。 大分類：担当者（項目No.14） 小分類①：職名 ②：氏名		
3286	69	住民票の照会について	印字項目への意見	-	文書番号						文書番号を取得しているため。	文書番号について団体ごとに規則の差異があるとお見受けしますが、照会先からの問い合わせを受けた際などにユニークな番号があれば効率的に対応可能かと思えますので以下の項目名称とし必須項目として追加したいと考えます。 文書番号または照会書番号 (補足) 文書番号もユニークな番号になるが、団体によって文書番号を記載するかどうかの規則が異なると想定されるため、照会書番号と併記	
3664	69	住民票の照会について	印字項目への意見	15返送日付（回答用欄）から25備考（回答用欄）							回答書作成側の事務処理にも影響するため、回答書の返送時には必要最低限の項目「照会番号」が記載されていれば証明書が返送されるのでこと足りる。「本籍記載」又は「世帯全員のものが必要である」旨の記載が選択・印字される仕様が必要。	「文書番号または照会書番号」を必須項目として追加する方向で検討します。（3286と同様） また、「世帯全員の要否」について調査対象者の項目へ追加する方向で検討します。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他			
5790	69	住民票の照会について	印字項目への意見		照会文書番号 カスタマーバーコード					文書をそのまま窓あき封筒で送付できるようにすることにより、業務量の減少や郵送料の減少を図ることができるため。	「文書番号または照会書番号」を必須項目として追加する方向で検討します。（3286と同様） また、「カスタマーバーコード」について必須項目として追加する方向で検討します。		
5973	69	住民票の照会について	印字項目への意見		<ul style="list-style-type: none"> ●「文書番号」を（実装してもしなくても良い項目）として追加 ●No.2 送付先自治体長宛名 →備考欄に「（住民票事務主管課扱い）と併記」と追記 ●No.15～26（回答用欄） →（実装してもしなくても良い項目）とする 					<ul style="list-style-type: none"> ●宛名が首長名だけの場合、総務主管課から住民票事務主管課への転送までに手間がかかる（一旦開封して中身を確認して、所管部署を判断するため、宛名だけで所管部署が分かるようにしておくことが効率的である。 ●住民票の公用請求の場合、該当がない場合等、一部を除き住民票（謄本）を返送してもらえないため、回答用欄が必要ないケースの方が多いと考える。ペーパーレスの観点から、回答用欄は必須でなくても差し支えないと考える。 	公用請求を行うに当たり、文書番号を付している団体もあるかと思うので、印字項目に文書番号を追加し、実装の余地を残しておいていただきたい。	文書番号→文書番号または照会書番号として追加します。（3286と同様） 送付先自治体長宛名→受取団体側の事務の観点からご提案の通り備考欄へ「住民票事務主管課扱いを併記」の旨記載します。 回答欄→記入有無は照会先団体が判断する事項のため、様式としては必須として整理しています。	
2046	70	戸籍附票の照会について	印字項目への意見		戸籍附票のみでなく、戸籍謄本または戸籍抄本を取り寄せることもあるので、選択できるようにしてほしい。戸籍（謄本、抄本）、除籍（謄本、抄本）、改製原戸籍（謄本、抄本）、戸籍の附票（全部、一部）					戸籍附票のみでなく、戸籍謄本または戸籍抄本を取り寄せなければ相続人が不明のため	当該帳票について、帳票名称を「戸籍の照会について」とし、具体的な照会内容は以下の通り項目追加を行って対応できるようにしたいと考えます。 <追加項目> 大分類：照会対象 小分類：戸籍（謄本、抄本）、除籍（謄本、抄本）、改製原戸籍（謄本、抄本）、戸籍の附票（全部、一部）		
2221	70	戸籍附票の照会について	印字項目への意見	担当者	担当者職氏名	戸籍法第10条の2第2項により、照会先自治体より職名の記載を求められることがあるため。					戸籍法第10条の2第2項の記載に基づき以下の通り項目の詳細化を行いたいと考えます。 大分類：担当者（項目No.15） 小分類①：職名 ②：氏名		
3287	70	戸籍附票の照会について	印字項目への意見	-	文書番号					文書番号を取得しているため。	文書番号について団体ごとに規則の差異があるとお見受けしますが、照会先からの問い合わせを受けた際などにユニークな番号があれば効率的に対応可能かと思えますので以下の項目名称とし必須項目として追加したいと考えます。 文書番号または照会書番号 （補足）文書番号もユニークな番号になるが、団体によって文書番号を記載するかどうかの規則が異なると想定されるため、照会書番号と併記		

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他			
5792	70	戸籍附票の照会について	印字項目への意見		照会文書番号 カスタマーバーコード					文書をそのまま窓あき封筒で送付できるようにすることにより、業務量の減少や郵送料の減少を図ることができるため。	照会書番号→文書番号または照会書番号として追加します。（3286と同様） カスタマーバーコード→必須項目として追加する方向で検討します。		
5974	70	戸籍附票の照会について	印字項目への意見		●「文書番号」を（実装してもしなくても良い項目）として追加 ●No.2 送付先自治体長宛名→備考欄に「（戸籍事務主管課扱い）と併記」と追記 ●No.16～27（回答用欄）→（実装してもしなくても良い項目）とする					●宛名が首長名だけの場合、総務主管課から戸籍事務主管課への転送までに手間がかかる（一旦開封して中身を確認して、所管部署を判断するため、宛名だけで所管部署が分かるようにしておくことが効率的である。 ●戸籍の公用請求の場合、該当がない場合等、一部を除き戸籍謄本を返送してもらえるため、回答用欄が必要ないケースの方が多いと考える。ペーパーレスの観点から、回答用欄は必須でなくても差し支えないと考える。	公用請求を行うに当たり、文書番号を付している団体もあるかと思うので、印字項目に文書番号を追加し、実装の余地を残しておいていただきたい。	文書番号→文書番号または照会書番号として追加します。（3287と同様） 送付先自治体長宛名→受取団体側の事務の観点からご提案の通り備考欄へ「戸籍事務主管課扱いを併記」の旨記載します。 回答欄→記入有無は照会先団体が判断する事項のため、様式としては必須として整理しています。	
2829	72	公示送達総括表	帳票への意見	【帳票概要（帳票の用途）】 公示送達となった車両の件数や税額、告示日や納期限が記載された帳票。収納側への連絡の際や、公示送達の起案作成時に使用する。 主な印字項目は、種別、特例区分（内燃機関／電気）、件数、税額、税率、告示日、発付日、納期限、出力日。	【帳票概要（帳票の用途）】 公示送達となった車両の件数や税額、告示日や納期限が記載された帳票。収納側への連絡の際や、公示送達の起案作成時に使用する。 主な印字項目は、種別、件数、税額、告示日。					以下の項目は総括表の主な印字項目として不要と考える。 ・特例区分（内燃機関／電気） ・税率 ・発付日 ・納期限 ・出力日	基本的には内部帳票は実装するシステムでの想定運用に合わせて項目が決まるものと考えます。 ただし、当該帳票のような総括表は内部的な事情に合わせて必要な集計項目があると想定されますので「EUC代替可」とし、導入自治体に対応する実装が必要となる前提で整理を進めたいと考えます。		
2161	75	警察用照会事項回答書	印字項目への意見		登録事由		住民が希望する内容を反映させるため				申告時の取得事由についても警察側から要望されるケースがあるとお見受けしました。 以下を追加する方向で検討します。 取得事由		
2941	75	警察用照会事項回答書	印字項目への意見	(実装してもしなくてもいい項目) 電話番号	(実装すべき項目) 電話番号					警察からの照会内容に電話番号が含まれることが多く見受けられ、回答書作成の際の電話番号回答欄の作成を省略することができるため。	回答項目の選択については機能要件6.1.2.で定義しているため、電話番号の回答欄も必須とし様式としては統一する方向で検討を進めたいと考えます。		

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
3288	75	警察用照会事項回答書	印字項目への意見	-	文書番号					文書番号を取得しているため。	文書番号について団体ごとに規則の差異があるとお見受けしますが、回答先（警察）からの問い合わせを受けた際などにユニークな番号があれば効率的に対応可能かと思しますので以下の項目名称とし必須項目として追加したいと考えます。 文書番号または回答書番号 (補足) 文書番号もユニークな番号になるが、団体によって文書番号を記載するかどうかの規則が異なると想定されるため、回答書番号と併記	
3666	75	警察用照会事項回答書	印字項目への意見	(3) その他参考事項	標識返納の有無及び返納理由					警察照会の時期により既に廃車申告書を受理しているものについて標識返納の有無について照会を受けることがあるため。	10～24_ (2) 交付状況の項目へ「標識返納の有無」を追加したいと考えます。	
5003	75	警察用照会事項回答書	帳票への意見	警察用照会事項回答書 警察署からの照会事項への回答様式。	警察・国税局・税務署・市区町村用照会事項回答書 警察署・国税局・税務署・市区町村からの照会事項への回答様式。					警察署だけでなく、国税局・税務署・市区町村からも照会は来ており、それらでもシステムデータを帳票として出せるようになれば、移記ミスは完全になくし素早く正確に回答できるようになるため。	機能WTでの議論の通り、本帳票については「照会事項回答書」とし、回答先機関別に利用可能な回答書としての定義に見直したいと考えます。 想定される回答項目については、警察用照会のものをベースに構成員意見を踏まえて定義します。	
2273	76	公安委員会用照会事項回答書	印字項目への意見	「帳票印字項目」#7、8「使用者」備考欄「生年月日は使用者のみで問題ないか」「電話番号は使用者のみで問題ないか」	削除					備考欄にて生年月日、電話番号は使用者のみで問題ないかどうか問われているが、WTで問題ないとなった箇所のため、削除する必要がある。	機能WTでの検討結果をふまえて項目は、警察用と同様の整理としますのでこちらの帳票要件は削除します。 (項目についてもNo.75_警察用照会事項回答書で網羅されている)	
5337	76	公安委員会用照会事項回答書	印字項目への意見		車種 違反日					標識番号とあわせて車種を回答することにより車両の特定を行っているため。また、照会回答作成日には名義変更を行っている可能性があるため、違反日における所有者を回答するため。	→No.75に統合 (車種についても上記帳票にて定義済み) また、照会対象日時点での作成については機能要件6.1.1.に追記を行いたいと考えます。 追記内容（下線） 他自治体、～作成できること。 また、回答書の情報は照会対象日時点を指定して作成できること。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他			
5975	78	市町村課税状況等の調	帳票への意見	第33表の軽自動車税に関する調べ。	第33表の軽自動車税に関する調べ及び道府県が別途求めている補足表に相当する帳票。 ※帳票No.を分けて追加していただいても可。						現状では、課税状況調第33表については、国統一様式のため標準パッケージにて対応されているものの、道府県ごとに様式が異なる補足表等の追加資料については、カスタマイズ又はEUC代替にて対応されているベンダーが多い。まずは各道府県の調査取りまとめ要領を統一し、補足表も含めた様式（記載事項・レイアウト）を確定させたくうえで、標準仕様として示す必要があるのではないかと考える。	各都道府県で指定のある課税状況調補足表について、帳票要件にオプションとして追加する方向で検討します。	
4347	79	交付税検収資料	帳票への意見		車種・税率・区分ごとの台数・税額が必要（非課税・課税免除・減免は内訳も）						普通交付税基礎数値の調が作成出来ることが必要	交付税算定資料について、必須帳票として帳票要件に記載する方向で検討します。	
990	81	軽自動車税の種別割台数に関する調べ	帳票への意見	当初賦課決定後納品される帳票。賦課期日現在の登録車両台数と、うち非課税車両台数の集計表。交付税検査の際使用する。主な印字項目は、種別、賦課期日現在台数、賦課期日現在台数のうち非課税台数、米軍所有等の台数。	左記内容に加え、各種別ごとに課税保留台数も記載してほしい。						交付税算定基礎数値の報告において必要であるため。	WTで追加要望の帳票として挙げたものですが、こちらは帳票No.78の課税状況調33表を指すと思われるので、問題ないようであれば78へ統合したいと思います。 (指定様式なので特段印字項目などの解説は不要と考えます)	
1184	21,22	納税通知書（納付書払い） 納税通知書（口座振替）	印字項目への意見	…	滞納処分について（実装すべき項目）	地方税法に基づき、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置について記載する必要があるため。						以下の項目に類似するものと思われるが、滞納処分についての内容も補記し、項目名を「滞納処分、延滞金について」としたいと思います。 帳票No.21_項目No.32_延滞金について 帳票No.22_項目No.34_延滞金について	
1144	43.51.54.64	更正決定通知書 転出者変更通知書 死亡者変更通知書 廃車申告受付書	印字項目への意見								WGでは、「注釈」、「注意書き」は「備考」にまとめるという意見で一致したと記憶しているが、残した意図は何か。	以下の帳票において、「注釈」「注意書き」の項目を削除し、「備考」に統合する整理とします。 更正決定通知書 転出者変更通知書 死亡者変更通知書 廃車申告受付書	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・印字項目への意見・その)	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ (他業務等)
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
2274	48.51.54. 59.64	各番号対応帳票	印字項目への意見	型式認定番号 実装してもしなくても良い項目	型式認定番号 実装すべき項目					機能要件の全国照会の際も回答したとおり、型式認定番号は必須機能とし、各種帳票の印字項目も併せて実装すべき項目として定義する必要がある。	型式認定番号について、申告書項目なのでシステムの管理項目としては必須の整理ですが、各種通知書への記載要否については用途等を踏まえ判断となるものと考えます。 48_課税物件異動通知→必須の方向で検討（1232） 51_転出者変更通知→当該帳票の取り扱いを踏まえて判断（1360） 54_死亡者変更通知書→自団体判断で運用可否を選択できるため、オプションで問題ない認識（1361） 59_標識交付証明書→一部団体で自賠償保険で求められるケースありとなっているため、いったん必須で整理（4163） 64_廃車申告受付書→標識交付証明書と同様の整理で検討	
4995	51 54	転出者変更通知書 死亡者変更通知書	印字項目への意見	—	手続き期限		次年度賦課期日までに手続きが間に合わなかった場合、本来の市区町村・義務者で課税されなかったり、廃車し課税されずに済む車両に課税されたりしてしまうため。				「手続き期限」については明示した方が良いと思われるので、以下帳票の項目に追加する方向で検討します。 51_転出者変更通知書 54_死亡者変更通知書	
3762	なし	軽課対象一覧	帳票への意見	(帳票が存在しない)	帳票No.18重課税対象一覧に類似。軽課の軽減割合（現行の税制度では25%減、50%減、75%減）も記載		帳票No.18重課税対象一覧が、車両情報等入力時にチェック機能が緩いためリスト出力して確認が必要という趣旨ならば、軽課についても同様に内部帳票必要。				重課対象車両一覧については、確認用一覧といった認識ですが、軽課対象の一覧についても必要ということであれば追加の方向で検討します。	
966			帳票への意見	—	「軽自動車税（種別割）機械所有証明書」を追加（車名、標識番号、車体番号、型式、形状、総排気量を記載）					県への免税軽油使用者証交付申請の際に添付を求められているため。	オプション帳票として追加する方向で検討します。	
1952		定置場順一覧	帳票への意見	帳票の掲載なし	実装してもしなくても良い帳票					車種ごと、定置場の住所順に標識番号、定置場、住所、納税義務者、未納年度を記載した帳票。各種調査で使用するため。	オプション帳票として追加する方向で検討します。	
2666		駐留軍属軍人私有車両 軽自動車税未納者リスト	帳票への意見							駐留軍未納者の居住、車両情報を米軍基地車両登録課に確認するのに必要なため	オプション帳票として追加する方向で検討します。	
3534		試乗標識未返却一覧	その他	実装すべき帳票 【帳票概要】 試乗標識が未返却となっている対象者の一覧。 主な印字内容は、申請者情報（氏名、住所、連絡先）標識番号、交付年月日、貸与期間。						試乗標識未返却の対象者への督促などを行うのに必要であるため。	オプション帳票として追加する方向で検討します。	

■軽自動車税_全国意見一覧（帳票要件）

No.	帳票番号	帳票名称	対象 （帳票への意見・印字項目への意見・その	修正前	修正後	修正の根拠					対応方針	整理フラグ （他業務等）
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他		
3535		試乗標識更新案内通知	その他	実装すべき帳票 【帳票概要】 試乗標識を貸与中の対象者に対し、試乗標識の更新（翌年度の貸与）にかかる標識交付申請手続きについての案内文書。			貸与期間は年度末までとなっていることから、期間終了前に更新（翌年度の貸与）にかかる手続きが必要であり、現在貸与中の対象者に案内を行う必要があるため。				オプション帳票として追加する方向で検討します。	
3536		試乗標識交付申請書発 送者一覧	その他	実装すべき帳票 【帳票概要】 試乗標識交付申請書の発送対象者について宛名情報、標識番号等を記載した一覧。				試乗標識交付申請書の発送者一覧は決裁等を行うのに必要であるため。			オプション帳票として追加する方向で検討します。	
4349			印字項目への 意見		重課税適用車両のお知らせ発 送一 覧 項目 ・納税義務者住所氏名・初度検査 年月・重課税開始年度・重課税適 用前後税額・通知文・問合せ先・連 番（通し番号）		同上			同上	オプション帳票として追加する方向で検討します。	
5794		障害者死亡通知	帳票への意見	実装すべき帳票 【補足説明】 減免対象者である障害者が死亡した際に納税義務者へ送付する手続 依頼通知。窓空き封筒への封入を 想定（カスタマーバーコードあり）。		申請内容の変更による手続きを承 継人等に通知することができる。	減免対象者が死亡した 場合の管理が困難であるため、システムによる一括出力を実装することで 作業に係る時間を低減 することが可能となる。				オプション帳票として追加する方向で検討します。	
5797		課税取消・随時課税一 覧	帳票への意見	実装すべき帳票						年度途中での随時課税や 課税取消の一覧を実装す ることで課税の適正管理が 可能となるため。	オプション帳票として追加する方向で検討します。	